

政府保証第 3 4 回民間都市開発債券（グリーンボンド）
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第 3 4 回民間都市開発債券（グリーンボンド）
2. 債券の総額 金 100 億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 各債券の金額 1000 万円
5. 利 率 年 2.420 パーセント
6. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、令和 27 年 5 月 22 日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、令和 7 年 9 月 5 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 5 日及び 9 月 5 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額 100 億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担 保 本債券の債権者は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）の定めるところにより、一般財団法人民間都市開発推進機構の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申 込 期 日 令和 7 年 5 月 12 日
13. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本要項第 16 号の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。
14. 払 込 期 日 令和 7 年 5 月 22 日
15. 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行
16. 引受並びに募集の取扱者
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）
SMB C日興証券株式会社
岡三証券株式会社
野村證券株式会社
大和証券株式会社
17. 発行代理人及び支払代理人 株式会社みずほ銀行
18. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構